

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成29年1月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成28年12月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人頸城野ドキュメントライブラリー
- 3 代表者の氏名
藤野 正二
- 4 主たる事務所の所在地
上越市仲町2丁目8番4号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、新潟県上越地方の住民・団体などが記録した歴史遺産・文化財関連の映像（写真や動画）や録音音声消失していくのを防ぐため、保存と継承を呼びかけ、それらを積極的に掘り起して収集・調査すると同時に、現在の頸城野文化・生活なども記録保存し、歴史資料として未来に継承と活用出来るようライブラリーとすることを目的とした事業。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する支援活動